

警察庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令 和 7 年 9 月 10 日
警 察 庁 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、警察庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

本計画は、警察庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画に盛り込まれた措置の実施に当たっては、サプライチェーン・リスクに留意するとともに、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を果たす上で支障を来すことのないよう十分に配慮するものとする。

第2 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、警察庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目指す。

この目標は、警察庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更

に高い省エネルギー性能を目指す。

3 電動車の導入

警察庁の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4 LED照明の導入

既存設備を含めた警察庁のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。

5 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030 年度までに警察庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

第5 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

警察庁が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。また、地方公共団体が保有する警察施設についても取組が進むよう、警察庁において必要な支援や助言に努める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

地方機関も含め、警察庁が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040 年度には 100%設置されることを目指す。その際、PPAモデルの活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 警察庁が新築する庁舎等の建築物における整備

警察庁が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 警察庁が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

警察庁が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、警察庁が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を必要に応じ導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネ

ルギー性能を目指す。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。

エ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C Oの活用を検討する。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を警察庁のホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

(ア) 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

(イ) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

(ウ) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

- (エ) H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。
- (オ) 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。
- (カ) 建設廃棄物の抑制を図る。
- (キ) 「「警察庁における公共建築物における木材の利用の促進のための計画」の改定について（通達）」（令和4年3月30日付け警察庁丁会発第221号）に基づき、木材利用の効果的な取組を推進する。
- イ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効活用を図る。
- ウ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

警察庁の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) L E D照明の導入

既存設備を含めた警察庁全体のL E D照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

ア 2030年度までに警察庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040

年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、警察庁の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

(ア) ウェブ会議サービスの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動に鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- (ア) 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、H F C を使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- (イ) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低 G W P 冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒に H F C を使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（C O₂ 換算）を超えてしまった場合には事業所管大臣に報告をする。
- (エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（R a M S）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- (オ) 冷媒に H F C を使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部事業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- (カ) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた S F₆ について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、警察庁として率先調達に努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等にとり3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

イ 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にとり、警察庁として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にとり、飲食提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発等の取組を行う。

オ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 警察庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

警察庁が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、警察庁が後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(3) 警察庁の事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

警察庁の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（令和5年10

月 1 日警察庁長官決定）に基づき、計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を推進するなど、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する情報提供を行う。

(3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6 その他

第 5 の 1 から 5 までの措置のほか、中央合同庁舎第 2 号館の管理官庁が行う実施計画等に基づく措置については、入居官庁として積極的に協力するものとする。

第 6 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- 1 本計画の推進・評価・点検は、別添のとおり、「警察庁地球温暖化対策推進本部」において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理統括は、長官官房総括審議官が行う。
- 2 本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じて公表する。

第7 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず 2030 年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減を定める。

【警察庁全体】

警察庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	1,367,400	1,056,138	957,181	－30%
施設の電気使用	kg-CO2	19,469,992	8,447,753	3,780,989	－80.6%
（電気使用量）	kWh	44,471,994	47,902,678	37,809,892	－15%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.44	0.176	0.1	－0.34
施設の燃料使用	kg-CO2	8,329,171	7,191,179	5,830,419	－30%
その他	kg-CO2	11,359	53,149	9,655	－15%
合計	kg-CO2	29,177,922	16,748,220	10,578,244	－63.7%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

警察庁温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	37.5（18 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	38.8（2023 年度）	100
LED照明の導入割合	%	69.2（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	35.2（2023 年度）	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

【本庁】

警察庁本庁の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	83,444	71,587	58,411	－30%
施設の電気使用	kg-CO2	6,370,437	2,306,586	1,132,307	－82.2%
（電気使用量）	kWh	15,301,446	16,182,973	11,323,070	－26%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.42	0.143	0.1	－0.32
施設の燃料使用	kg-CO2	449,877	892,768	449,877	±0%
その他	kg-CO2	0	8,800	0	－
合計	kg-CO2	6,903,758	3,279,741	1,640,595	－76.2%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

警察庁本庁の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	66.7%（2 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	66.7%（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	63.8%（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	61.6%（2023 年度）	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○ 主な削減対策と削減効果

- 1 太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの最大限の活用
- 2 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- 3 電動車及び L E D 照明の計画的導入による温室効果ガス排出量の削減
- 4 環境配慮型入札の推進
- 5 超過勤務の縮減等、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の推進

【地方機関等】

附属機関の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	202, 079	214, 728	141, 455	－30%
施設の電気使用	kg-CO ₂	3, 944, 348	1, 068, 951	924, 486	－76. 6%
（電気使用量）	kWh	10, 272, 061	12, 319, 899	9, 244, 855	－10%
（排出係数）	kg-CO ₂ /kWh	0. 38	0. 087	0. 1	－0. 28
施設の燃料使用	kg-CO ₂	5, 404, 135	3, 251, 890	3, 255, 176	－39. 8%
その他	kg-CO ₂	4, 773	1, 207	3, 057	－36%
合計	kg-CO ₂	9, 555, 334	4, 536, 776	4, 324, 174	－54. 7%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

附属機関の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	53. 8%（7 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	25. 9%（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	69. 3%（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	30. 4%（2023 年度）	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○ 主な削減対策と削減効果

- 1 太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの最大限の活用
- 2 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- 3 電動車及び L E D 照明の計画的導入による温室効果ガス排出量の削減
- 4 環境配慮型入札の推進
- 5 超過勤務の縮減等、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の推進

○ 推進体制

- 1 地方機関等全体の推進体制

対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。

長官官房会計課長は、地方機関等のエネルギー使用量及び目標達成見込みを把握して、地方機関等にフィードバックする。

2 附属機関の推進体制

対策の実施責任者は、会計課長とし、対策の徹底を図るため、幹部等で構成される委員会を設置する。

会計課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、長官官房会計課長及び上記委員会に報告するとともに、職員に周知する。

【地方機関等】

管区警察局の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
					13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	983, 271	667, 452	688, 290	－30%
施設の電気使用	kg-CO2	8, 249, 111	4, 494, 479	1, 598, 634	－80.6%
（電気使用量）	kWh	17, 503, 349	18, 003, 412	15, 986, 343	－8.7%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.47	0.25	0.1	－0.37
施設の燃料使用	kg-CO2	2, 331, 952	2, 854, 990	1, 982, 159	－15%
その他	kg-CO2	6, 586	41, 997	5, 598	－15%
合計	kg-CO2	11, 570, 920	8, 058, 918	4, 274, 681	－63.1%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

管区警察局の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	28.1%（9 件） （2023 年度）	50
公用車に占める電動車の割合	%	38.9%（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	72.0%（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	16.5%（2023 年度）	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○ 主な削減対策と削減効果

- 1 太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの最大限の活用
- 2 省エネルギー診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- 3 電動車及び L E D 照明の計画的導入による温室効果ガス排出量の削減
- 4 環境配慮型入札の推進
- 5 超過勤務の縮減等、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の推進

○ 推進体制

- 1 地方機関等全体の推進体制

対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。

長官官房会計課長は、地方機関等のエネルギー使用量及び目標達成見込みを把握して、地方機関等にフィードバックする。

2 管区警察局の推進体制

対策の実施責任者は、会計課長とし、対策の徹底を図るため、幹部等で構成される委員会を設置する。

会計課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、長官官房会計課長及び上記委員会に報告するとともに、職員に周知する。

【地方機関等】

東京都・北海道警察情報通信部の温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				13 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	98,607	102,371	69,025	－30%
施設の電気使用	kg-CO2	906,096	577,737	125,562	－86.1%
（電気使用量）	kWh	1,395,138	1,396,394	1,255,624	－10%
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0.65	0.414	0.1	－0.55
施設の燃料使用	kg-CO2	143,207	191,532	143,207	±0%
その他	kg-CO2	0	1,146	1,000	－
合計	kg-CO2	1,147,910	872,785	338,794	－70.5%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

東京都・北海道警察情報通信部の温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	－	－
公用車に占める電動車の割合	%	30.8%（2023 年度）	100
L E D 照明の導入割合	%	32.4%（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	11.9%（2023 年度）	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

○ 主な削減対策と削減効果

- 1 エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- 2 電動車及び L E D 照明の計画的導入による温室効果ガス排出量の削減
- 3 環境配慮型入札の推進
- 4 超過勤務の縮減等、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の推進

○ 推進体制

- 1 地方機関等全体の推進体制
対策の実施責任者は、長官官房会計課長とする。

長官官房会計課長は、地方機関等のエネルギー使用量及び目標達成見込みを把握して、地方機関等にフィードバックする。

2 東京都・北海道警察情報通信部の推進体制

対策の実施責任者は、通信庶務課長とし、対策の徹底を図るため、幹部等で構成される委員会を設置する。

通信庶務課において、取組予定の削減対策の進捗状況、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、長官官房会計課長及び上記委員会に報告するとともに、職員に周知する。

警察庁地球温暖化対策推進本部の設置について

1 目的

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの削減の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定）に基づく、「警察庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「警察庁実施計画」という。）について、推進・評価・点検を実施するため、警察庁地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 構成

本部長	総括審議官
本部員	会計課長
	企画課長
	人事課長
	生活安全企画課長
	刑事企画課長
	組織犯罪対策第一課長
	交通企画課長
	警備企画課長
	外事課長
	警備第一課長
	サイバー企画課長
	会計課会計企画官

3 所掌事務

本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 警察庁実施計画の推進に関すること。
- (2) 警察庁実施計画の推進状況の評価・点検に関すること。
- (3) 警察庁実施計画の見直しに関すること。

4 構成員以外の者の出席

本部は、必要に応じ、構成員以外の者に対し、本部への出席を求めることができる。

5 庶務

本部の庶務は、長官官房会計課において行う。